○総務省令第八十六号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月七日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

別記第一号様式（用紙日本工業規格Ａ４）（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第八十五号）附則第六条関係）

道府県たばこ税の手持品課税納税申告書

（第一号様式）

収受印

※	申告者の種別	小・卸	整理番号	※

都道府県提出用

平成　年　月　日 知事殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	（〒　－　） 店舗名（　） （電話番号　－　－　）	
	申告者 住所又は居所	（〒　－　） （電話番号　－　－　）	
	氏名又は名称及び代表者氏名	（フリガナ） ㊞	
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
	同上代理人	㊞	

下記のとおり、平成　年　月　日現在における、紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。

所持する紙巻たばこ三級品の数量
①　本

区分	課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数	１本当たりの税率	税額（１円未満切捨て）	修正申告の場合の修正申告前の確定額（１円単位で記入）	納付すべき税額（１円単位で記入）
道府県税	⑤　本		⑥（⑤×　）　円	⑦　円	⑧（⑥又は⑥－⑦）　円

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地	名称
	（〒　－　）（電話番号　－　－　）	
	（〒　－　）（電話番号　－　－　）	

税理士法第30条の書面提出	有	作成税理士署名・押印
税理士法第33条の2の書面提出	有	㊞（電話番号　－　－　）

都道府県整理欄

修正申告の場合の当初申告年月日	※　平成　年　月　日	確認	※	納期限	
通信日付印	※　平成　年　月　日	確認	※		

番号確認	※	身元確認	※ □済 □未済	※ 確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）	※

（注）※欄には記入しないでください。

別記第１号様式記載要領

１　この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第12条第４項の規定による申告又はこれに係る修正申告をする場合に使用すること。

２　※印の欄は、記載しないこと。

３　「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。